

戸籍謄本(抄本)等請求書(郵送用)

令和 年 月 日

埼玉県比企郡吉見町長 あて

●どなたの証明が必要ですか？

必要な戸籍	本 籍	
	筆頭者氏名 <small>(戸籍の最初に名前のある方)</small>	【生年月日 大・昭・平・令 年 月 日】
抄本・身分証明書・独身証明書の場合は必要な人の氏名		【生年月日 大・昭・平・令 年 月 日】
約1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください		出生届・死亡届・婚姻届・離婚届・転籍届・その他() 月 日に 市・区・町・村に届出

●必要な証明は何ですか？

戸籍	全部証明(謄本)	通	1通450円	身分証明書	通	1通200円
	個人証明(抄本)	通		独身証明書	通	1通200円
除籍	全部証明(謄本)	通	1通750円	記載事項・受理証明	通	1通350円
	個人証明(抄本)	通		(届)		
改製原戸籍	全部証明(謄本)	通	1通750円	届書等情報内容証明書	通	1通350円
	個人証明(抄本)	通		(届)		
戸籍電子証明書提供用識別符号		通	1通400円	その他		
除籍電子証明書提供用識別符号		通	1通700円			
戸籍の附票	全部証明(謄本)	通	1通200円	記載が必要な場合は☑してください □本籍・筆頭者 □在外選挙人名簿登録 □住民票コード ※住民票コードの記載が必要な場合は、請求理由欄に使いみちと提出先を記入してください。		
	個人証明(抄本)	通		指定があるときのみ記入してください。 ()から()までの住所履歴		

●請求者はどなたですか？

請求者	住 所									
	氏 名		電 話	日中繋がる番号を記入してください						
戸籍に記載されている人との関係		□本人又は戸籍に記載されている人・その戸籍から除かれた人 □直系親族(父母・祖父母・子・孫・) □その他()								
請求理由	使いみち	<input type="checkbox"/> ()が死亡したことによる相続手続き <input type="checkbox"/> 相続手続き <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>・出生から死亡までのもの</td> <td style="text-align: right;">各()通</td> </tr> <tr> <td>・()から()までのもの</td> <td style="text-align: right;">各()通</td> </tr> <tr> <td>・死亡の記載のあるもの</td> <td style="text-align: right;">()通</td> </tr> </table>			・出生から死亡までのもの	各()通	・()から()までのもの	各()通	・死亡の記載のあるもの	()通
		・出生から死亡までのもの	各()通							
・()から()までのもの	各()通									
・死亡の記載のあるもの	()通									
		<input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当請求 <input type="checkbox"/> ()								
提出先										

○請求には以下のものを同封してください。

	確認欄
① 交付手数料 郵便局が取り扱っている定額小為替をご利用ください。(切手、収入印紙は受付できません。) ※相続等で戸籍をさかのぼる場合や、附票の住所履歴指定により複数通になることが予想される場合は、手数料を多めに同封されることをおすすめします。万一、手数料が不足した際には、追加でお送りいただくことになりますので、あらかじめご了承ください。	
② 返信用封筒 ・住民票に記載された住所・氏名をご記入のうえ、必要な切手をお貼りください。 なお、請求される通数が多い場合は、大きめの返信用封筒をご用意いただき、郵便料金分の切手を多めに同封してください。 ・代理人が住民票コード記載の戸籍の附票を請求する場合は、本人の住民登録地に郵送(転送不要・簡易書留)します。簡易書留分の切手を貼った封筒をご用意ください。	
③ 請求者ご本人が確認できるもの <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 氏名と住所の記載がある証明書のコピーを同封してください。(パスポートは不可)	
④ 直系親族であることがわかる資料(必要な方のみ) 請求する戸籍に記載されていない方で、吉見町に保管している戸籍で直系親族であることが確認できない場合は、関係がわかる戸籍謄本等の写しが必要です。	

《お問い合わせ》 吉見町役場 町民健康課 町民係 0493-54-1511(内136・137)
 0493-63-5010(直 通)

【ご注意】偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。(戸籍法135条)